

議案第 7 0 号

紫波町手数料条例の一部を改正する条例

紫波町手数料条例（昭和32年紫波町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行			改 正 後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
1 及び 2 略			1 及び 2 略		
3 その他手数料			3 その他手数料		
名 称 (事務)	金 額		名 称 (事務)	金 額	
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
その他の証明 手数料 （その他の証 明書の交付）	1 件につき	400円	その他の証明 手数料 （その他の証 明書の交付）	1 件につき	400円
			事業系食品循 環資源処理手 数料 （事業系食品 循環資源（食 品循環資源の 再生利用等の 促進に関する 法律（平成12 年法律第 116 号）第 2 条第 3 項に規定す る食品循環資	10キログラ ムまでごと に	32円

				源のうち企業 その他の事業 者の事業活動 に伴って生じ たものをいう 。) の処理)		
備考 略				備考 略		

附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

紫波町長 鎌 田 千 市

理由
メタン発酵バイオガス発電設備において受け入れる事業系食品循環資源の処理に係る手数料を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。